

四 半 期 報 告 書

(第87期第1四半期)

株式会社力ネ力

E 0 0 8 7 9

四半期報告書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社力ネ力

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	4
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	11
第4 【提出会社の状況】	12
1 【株式等の状況】	12
2 【株価の推移】	18
3 【役員の状況】	18
第5 【経理の状況】	19
1 【四半期連結財務諸表】	20
2 【その他】	31
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	32

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月11日

【四半期会計期間】 第87期第1四半期
(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

【会社名】 株式会社カネカ

【英訳名】 KANEKA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 菅原公一

【本店の所在の場所】 大阪市北区中之島三丁目2番4号

【電話番号】 (06)6226—5169

【事務連絡者氏名】 執行役員 経理部長 石原忍

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂一丁目12番32号

【電話番号】 (03)5574—8001

【事務連絡者氏名】 総務部東京総務グループリーダー 柚野宣昭

【縦覧に供する場所】 株式会社カネカ東京本社
(東京都港区赤坂一丁目12番32号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第86期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第87期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第86期
会計期間	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
売上高 (百万円)	99,240	112,832	412,490
経常利益 (百万円)	4,312	7,169	16,341
四半期(当期)純利益 (百万円)	2,652	4,581	8,406
純資産額 (百万円)	253,787	254,216	257,174
総資産額 (百万円)	422,328	433,102	432,879
1株当たり純資産額 (円)	727.41	726.35	735.17
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	7.82	13.51	24.78
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	7.82	13.50	24.77
自己資本比率 (%)	58.4	56.9	57.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	18,409	12,952	57,412
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△5,375	△7,134	△25,621
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△12,168	△3,300	△16,825
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	26,481	42,555	40,513
従業員数 (名)	7,506	7,762	7,715

(注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動については、「3 関係会社の状況」に記載しております。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間における関係会社の異動のうち、主要なものは次のとおりであります。

(持分法適用関連会社)

食品事業

- ・以下の会社を持分法適用関連会社といたしました。

(名称) 新化食品(株) (住所) 東京都中央区

(資本金) 210百万円 (主要な事業の内容) 食品の製造・販売

(議決権に対する提出会社の所有割合) 50%

(関係内容) ・役員の兼任等…当社従業員: 3名

・資金援助…無

・営業上の取引等…無

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(名)	7,762 [1,108]
---------	-----------------

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は、[]内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(名)	3,340
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員数であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比 (%)
化成品	19,727	—
機能性樹脂	16,802	—
発泡樹脂製品	9,871	—
食品	15,215	—
ライフサイエンス	12,835	—
エレクトロニクス	8,245	—
合成繊維、その他	7,338	—
合計	90,037	—

(注) 1 生産金額は売価換算値で表示しております。

2 連結会社間の取引が複雑で、セグメント毎の生産高を正確に把握することが困難なため、概算値で表示しております。

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

主として見込み生産です。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比 (%)
化成品	21,792	—
機能性樹脂	17,524	—
発泡樹脂製品	13,885	—
食品	30,578	—
ライフサイエンス	11,996	—
エレクトロニクス	9,908	—
合成繊維、その他	7,147	—
合計	112,832	—

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間の世界経済は、中国など新興国の景気拡大と米国はじめ先進国の緩やかな景気復調が続いてきた中で、欧州の金融不安や米国経済の回復の鈍化、新興国・資源国での景気減速の兆しや世界的な株式市況の悪化など不安定要因が強まり、先行きの不透明性が高まっております。

わが国経済は、政府の経済対策の効果やアジアを中心とした輸出拡大に後押しされ、企業収益が改善するとともに、国内消費や生産、設備投資において持ち直しの動きが広がりましたが、景気の回復ペースは緩やかに鈍化しつつあります。足元では、新興国の景気減速や欧米の景気後退懸念、円高基調など不安材料が多く、再び景気が下降局面に入る可能性も想定され、先行きは不透明な情勢にあります。

このような経済情勢の中、当社グループは、重点戦略分野への経営資源の投入、新規事業の創出や新規市場の開拓・拡大、グローバル展開の一層の強化を図り、事業構造の変革を加速させるとともに、既存事業群については、さらなる需要増大策と徹底したコスト合理化に注力し、収益力の向上に努めています。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日～平成22年6月30日）の連結業績は、売上高は112,832百万円（前年同四半期比13.7%増）と前年同四半期連結会計期間を上回り、営業利益は6,322百万円（前年同四半期比48.4%増）、経常利益は7,169百万円（前年同四半期比66.2%増）と大幅な増益となりました。また、四半期純利益は、投資有価証券評価損515百万円を特別損失として計上し、4,581百万円（前年同四半期比72.7%増）となりました。

セグメントの状況は、次のとおりであります。

① 化成品事業

塩化ビニール樹脂は、国内及びアジア市場の需要回復を背景に販売数量が堅調に推移するとともに、原燃料価格上昇に対応した販売価格の修正に注力しました。塩ビ系特殊樹脂は、国内需要が回復するとともにコストダウン等が寄与しましたが、か性ソーダは、海外市況の低迷が続きました。

以上の結果、当セグメントの売上高は21,792百万円、営業利益は530百万円となりました。

② 機能性樹脂事業

モディファイナーは、アジア市場の需要が活発化し、欧米市場でも需要が回復基調となる中で、原燃料価格上昇の影響を強く受けましたが、製品差別化力の向上及びコストダウン等の収益体質強化に徹底して取り組みました。变成シリコーンポリマーは、日本・欧州の建築関連需要が低調に推移する中で前年同四半期を上回る販売数量となりましたが、原燃料価格の上昇が響き収益は伸び悩みました。

以上の結果、当セグメントの売上高は17,524百万円、営業利益は2,048百万円となりました。

③ 発泡樹脂製品事業

発泡スチレン樹脂・成型品、押出発泡ポリスチレンボードは、国内住宅用途向けの販売が増加したものの、全般的に需要は低調に推移し、原燃料価格上昇に対応した製造コストダウンと経費削減に徹底して取り組みました。ビーズ法発泡ポリオレフィンは、日本・アジア・欧州市場の需要が堅調に推移するとともに、コスト合理化による収益体質の強化に注力しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は13,885百万円、営業利益は1,169百万円となりました。

④ 食品事業

食品は、消費者の節約・低価格志向を背景に需要が伸び悩む中で、競争激化に伴う販売価格の下落と油脂原料価格の上昇の影響を受けましたが、新製品拡販などにより前年同四半期を上回る販売数量を確保するとともに、コストダウンにより収益確保に努めました。

以上の結果、当セグメントの売上高は30,578百万円、営業利益は2,289百万円となりました。

⑤ ライフサイエンス事業

医療機器は、インターベンション事業の販売が順調に拡大しました。医薬バルク・中間体は、販売数量が前年同四半期を上回りました。機能性食品素材は、米国市場を中心に既存品・高機能品とともに販売数量が増加し、コストダウンにも注力しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は11,996百万円、営業利益は2,635百万円となりました。

⑥ エレクトロニクス事業

液晶関連製品は、販売が低調に推移したものの、超耐熱性ポリイミドフィルムは、エレクトロニクス製品市場の回復に伴い販売数量が増加しました。太陽電池は、国内及び欧州市場の販売数量が増加しましたが、競争の激化に伴う販売価格下落の影響を受けました。

以上の結果、当セグメントの売上高は9,908百万円、営業損失は861百万円となりました。

⑦ 合成繊維、その他事業

合成繊維は、海外市場の需要回復により販売数量が増加する一方、高付加価値品の増販やコストダウンによる収益確保に努めましたが、円高及び原燃料価格の上昇の影響を強く受けました。また、その他事業は、売上高が減少しましたが、収益を確保しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は7,147百万円、営業利益は339百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ222百万円増の433,102百万円、有利子負債残高は743百万円減の62,831百万円となりました。また、純資産は、その他有価証券評価差額金や為替換算調整勘定の減少等により2,958百万円減の254,216百万円となりました。この結果、自己資本比率は56.9%、D/Eレシオは0.26となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末に比べ2,042百万円増加し、42,555百万円となりました。

区分毎の概況は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間の営業活動による資金の増加は、12,952百万円（前年同四半期比5,456百万円減）となりました。

その主な内容は、税金等調整前四半期純利益6,654百万円、減価償却費6,315百万円、たな卸資産の減少額1,606百万円等による資金の増加と、法人税等の支払額3,181百万円等による資金の減少であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間の投資活動による資金の支出は、7,134百万円（前年同四半期比1,758百万円増）となりました。

その主な内容は、有形固定資産の取得による支出5,558百万円等であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間の財務活動による資金の支出は、3,300百万円（前年同四半期比8,868百万円減）となりました。

その主な内容は、配当金の支払額2,714百万円、借入金の返済による支出437百万円等であります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

世界経済は、各国の経済対策の効果や新興国の景気拡大に後押しされる形で回復基調を続けてきましたが、今後は新興国の需要減速や欧州・米国 の景気後退懸念など不安定な展開が想定されます。わが国経済も、景気回復が足踏み状態となっており、引き続き自律的な回復に向かうことが期待される一方、海外景気の後退や金融市场の変動、デフレの影響など景気の下振れリスクも抱えております。当社グループの各事業は、海外需要の回復をベースとして業績が改善してまいりましたが、当第2四半期連結会計期間以降は海外・国内需要の鈍化や円高基調など厳しい事業環境となることが想定されます。

このような状況の中、当社グループは、販売数量の増大やコスト合理化のための施策に継続的に取り組み、一層の収益力の向上に努めるとともに、研究開発及び生産の変革を通じた研究開発型企業への進化、重点戦略分野への経営資源の投入と新規事業の創出、アジアシフトを機軸とするグローバル市場での成長促進、競争力あるバリューチェーンの形成を目指したグループ戦略の展開、アライアンスの推進などの経営施策により、事業構造の変革を一段と加速させてまいります。

モディファイヤー事業に関する審決取消訴訟は継続中であり、本年6月に出された課徴金納付命令に対しては審判手続の開始を請求致しました。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」）を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

① 基本方針の内容

当社が公開会社である以上、当社の株式が市場で自由に取引されるべきことは当然であり、仮に当社取締役会の賛同を得ずにも、いわゆる「敵対的買収」がなされたとしても、それが企業価値ひいては株主共同の利益につながるものであるならば、これを一概に否定するものではありません。しかし、当社株式に対する大規模な買収行為が行われる場合には、株主に十分な情報提供が行われることを確保する必要があると考えます。また、もっぱら買収者自らの利潤のみを追求しようとするもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を損なう敵対的かつ濫用的買収が当社を対象に行われた場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るために、必要・適正な対応策を探らなければならないと考えております。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する取組み

イ. 当社は、市場ニーズを先取りした事業創造・新製品開発により、地球環境とゆたかな暮らしに貢献することを目指しております。

当社の企業価値の源泉は、第一に、画期的な新製品を継続的に生み出してきた高い技術開発力にあります。創業以来、高分子技術、高分子加工技術、分子設計技術、無機材料技術、発酵技術をベースに事業を拡大し、現在では化成品、機能性樹脂、発泡樹脂製品、食品、ライフサイエンス、エレクトロニクス、合成繊維にわたる幅広い事業領域を有しております。

第二に、高い技術力をベースに、事業をグローバルに展開・拡大してまいりました。1970年には、化学企業としては他社に先駆けてベルギーに合成樹脂の製造販売会社を設立、その後、アメリカ、マレーシア、中国、ベトナム等への進出を果たし、現在では、海外事業は当社の収益を支える柱の一つとなっております。研究開発に関しましても、世界的に高成長が予想される太陽電池市場での優位性を築くべく、半導体プロセス関連で世界トップレベルの研究機関として知られるベルギーのIMECとの研究委託契約を2009年に締結する等、研究拠点の海外配置を推進しております。

第三に、自由な発想を持ち挑戦意欲に富んだ社員の存在が、事業の拡大を支えております。今後も社員の成長、組織の成長を通して、さらなる発展を目指してまいります。

ロ. 当社は、創立60周年を迎えた昨年、10年後の将来に向けた長期経営ビジョンを策定し、新たな成長戦略へと舵を切っております。「環境・エネルギー」「健康」「情報通信」「食料生産支援」を重点戦略分野と定め、さらなる飛躍に向け以下に取り組んでおります。

- a. 全社員がイノベーションに取り組み、新技術開発や技術強化により新製品・新市場を創出する。
- b. 先進国に加えて、アジア、その他の新興国市場への海外展開を加速する。
- c. グループ企業の強みや特徴を生かしながら、競争力あるバリューチェーンを形成する。
- d. 自由闊達でチャレンジ精神を重視する企業文化を継承、発展させる。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、引き続き当社の中長期にわたる企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下、「本プラン」といいます）を継続することを、平成22年6月25日開催の第86回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただいております。本プランの概要は次のとおりです。

- イ. 本プランは、特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等に対する買付行為（以下、「大規模買付行為」といいます）を対象とします。
- ロ. 当社の株券等に対する大規模買付行為を行おうとする際に遵守されるべき所定の手続（以下、「大規模買付ルール」といいます）を予め定めておいて、当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報提供を求め、当該大規模買付行為についての情報収集・検討を行い、また株主の皆様に対して当社取締役会としての意見や代替案等を提示する、あるいは買付者との交渉を行っていく機会と時間を確保します。
- ハ. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、あるいは、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当社に回復しがたい損害を与えるなど当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、当該大規模買付行為に対する対抗措置として新株予約権の無償割当を行うことがあります。
- ニ. 当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当社取締役会から独立した組織である特別委員会に対し、対抗措置の発動の可否を諮問します。対抗措置の発動の可否は、当社取締役会の決議によりますが、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重いたします。
- ホ. 本プランの有効期間は、平成25年6月開催予定の当社第89回定時株主総会終結の時までとします。

④ 取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社取締役会は、前号の取組みが、本基本方針に沿うものであること、当社の株主の共同の利益を損なうものではないこと、及び当社の会社役員の地位を維持するものでないこと、という三つの要件に該当すると判断しております。その理由は、以下に記載するとおりであります。

イ. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」において示された考え方にもとづいています。

ロ. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上述のとおり、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為が適切なものであるか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うことなどを可能とすることで、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

ハ. 株主意思を重視するものであること

本プランは、平成22年6月25日開催の第86回定時株主総会で、株主の皆様のご承認をいただいております。また、本プランの有効期間は、平成25年6月開催予定の当社第89回定時株主総会終結の時までと設定されておりますが、その時点までに当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様の意向が反映されるものとなっています。

ニ. 独立性の高い社外者の判断を重視していること

当社は、本プランの継続に当たり、取締役の恣意的判断を排除することにより、大規模買付ルールを適正に運用するとともに、対抗措置発動の合理性、公正性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置します。

特別委員会は、社外監査役、社外有識者から構成します。

当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、特別委員会が、当該買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるか否かを判断し、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して対抗措置を発動するか否かを決定します。特別委員会の勧告の概要及び判断の理由等については適時に株主の皆様に情報開示いたします。

このように、特別委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その勧告の概要及び判断の理由等については適時に株主の皆様に情報開示することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの運用が行われる仕組みが確保されています。

ホ. 合理的な客観的要件を設定していること

本プランにおいては、上述のとおり、大規模買付行為に対する対抗措置は合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

ヘ. 第三者専門家の意見を取得できること

大規模買付者が出現すると、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます）の助言を得ることができますとされています。これにより、特別委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

ト. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、「④取締役会の判断及びその判断に係る理由 ハ.」に記載しましたとおり、存続期間中であっても当社株主総会での決議により廃止することができるものとしております。さらに、当社は取締役の任期を1年としており、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は4,113百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、当第1四半期連結会計期間での重要な変更はありません。

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

(新設及び重要な拡充)

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		主な資金 調達方法	着手及び 完了予定		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
㈱カネカ (滋賀工場)	滋賀県 大津市	エレクトロニクス	フィルム加工 製造設備新設	1,595	0	自己資金	平成22年 6月	平成23年 6月	フィルム製品 80万m ² /年

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	750,000,000
計	750,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年8月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	350,000,000	350,000,000	東京(市場第一部)、 大阪(市場第一部)、 名古屋(市場第一部) 各証券取引所	単元株式数は1,000株で あります。
計	350,000,000	350,000,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権を発行しております。

平成19年8月8日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数（個）	28
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	28,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	平成19年9月11日～平成44年9月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 884 (注) 1 資本組入額 442
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

- (注) 1 ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものといたします。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。
- 2 ①新株予約権者は、平成19年9月11日から平成44年9月10日までの期間内において、当社の取締役の地位を喪失したときに、その地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。
②新株予約権の質入、その他一切の処分は認めません。
③その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。
- 3 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものといたします。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に對し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することといたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものといたします。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存する新株予約権数と同一の数をそれぞれ交付するものといたします。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式といたします。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定します。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円といたします。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
上記新株予約権の行使期間に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までといたします。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）1に準じて決定します。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものといたします。
- ⑧新株予約権の取得事項
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が、当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができます。
- ⑨その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）2に準じて決定します。

平成20年7月8日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数（個）	64
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	64,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	平成20年8月12日～平成45年8月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 601 (注) 1 資本組入額 301
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものといたします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。

2 ①新株予約権者は、平成20年8月12日から平成45年8月11日までの期間内において、当社の取締役の地位を喪失したときには、その地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。

②新株予約権の質入、その他一切の処分は認めません。

③その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

3 謙譲による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものといたします。

4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することといたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものといたします。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存する新株予約権数と同一の数をそれぞれ交付するものといたします。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式といたします。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定します。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を使用することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円といたします。

⑤新株予約権を使用することができる期間

上記新株予約権の行使期間に定める残存新株予約権を使用することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める残存新株予約権を使用することができる期間の満了日までといたします。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注）1に準じて決定します。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものといたします。

⑧新株予約権の取得事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が、当社の株主総会で承認された場合

（株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができます。

⑨その他の新株予約権の行使の条件

上記（注）2に準じて決定します。

平成21年7月8日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数（個）	75
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	75,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	平成21年8月12日～平成46年8月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 623 (注) 1 資本組入額 312
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

（注）1 ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものといたします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。

2 ①新株予約権者は、平成21年8月12日から平成46年8月11日までの期間内において、当社の取締役の地位を喪失したときに、その地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権行使することができます。

②新株予約権の質入、その他一切の処分は認めません。

③その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

3 謙譲による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものといたします。

4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することといたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものといたします。

- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存する新株予約権数と同一の数をそれぞれ交付するものといたします。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式といたします。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定します。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円といたします。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
上記新株予約権の行使期間に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までといたします。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）1に準じて決定します。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものといたします。
- ⑧新株予約権の取得事項
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が、当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができます。
- ⑨その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）2に準じて決定します。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日	—	350,000	—	33,046	—	34,821

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成22年3月31日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 10,741,000 (相互保有株式) 普通株式 125,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 337,279,000	337,279	—
単元未満株式	普通株式 1,855,000	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	350,000,000	—	—
総株主の議決権	—	337,279	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が199株含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社カネカ	大阪市北区中之島 三丁目2番4号	10,741,000	—	10,741,000	3.07
(相互保有株式) セメダイン株式会社	東京都品川区東五反田 四丁目5番9号	50,000	—	50,000	0.01
(相互保有株式) 株式会社イーピーイ	東京都荒川区西日暮里 二丁目57番5号	45,000	—	45,000	0.01
(相互保有株式) 株式会社オーノ	大阪府堺市南区原山台 五丁目15番1号	30,000	—	30,000	0.01
計	—	10,866,000	—	10,866,000	3.10

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月
最高(円)	619	606	572
最低(円)	575	533	512

(注) 東京証券取引所市場第一部における株価であります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任あずさ監査法人となりました。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	43,391	41,465
受取手形及び売掛金	94,026	93,993
有価証券	422	422
商品及び製品	32,745	34,399
仕掛品	8,030	8,404
原材料及び貯蔵品	18,848	19,190
その他	12,446	10,629
貸倒引当金	△175	△368
流动資産合計	209,735	208,135
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	53,295	51,394
機械装置及び運搬具（純額）	67,659	65,285
その他（純額）	40,696	44,753
有形固定資産合計	※1 161,651	※1 161,432
無形固定資産	1,787	1,859
投資その他の資産		
投資有価証券	44,441	46,957
その他	15,802	14,814
貸倒引当金	△316	△320
投資その他の資産合計	59,928	61,451
固定資産合計	223,366	224,744
資産合計	433,102	432,879

(単位：百万円)

当第1四半期連結会計期間末
(平成22年6月30日)前連結会計年度末に係る
要約連結貸借対照表
(平成22年3月31日)

負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	52,519	53,493
短期借入金	19,433	19,769
未払法人税等	2,702	3,613
引当金	609	703
その他	36,117	29,878
流動負債合計	111,382	107,458
固定負債		
社債	20,000	20,000
長期借入金	23,797	24,204
退職給付引当金	18,678	19,232
引当金	263	283
負ののれん	795	847
その他	3,969	3,678
固定負債合計	67,503	68,246
負債合計	178,886	175,705
純資産の部		
株主資本		
資本金	33,046	33,046
資本剰余金	34,836	34,836
利益剰余金	193,117	191,250
自己株式	△9,603	△9,599
株主資本合計	251,398	249,534
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,654	8,147
為替換算調整勘定	△10,658	△8,289
評価・換算差額等合計	△5,004	△142
新株予約権	109	109
少数株主持分	7,712	7,672
純資産合計	254,216	257,174
負債純資産合計	433,102	432,879

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
売上高	99,240	112,832
売上原価	74,260	84,094
売上総利益	24,979	28,737
販売費及び一般管理費	※1 20,718	※1 22,415
営業利益	4,261	6,322
営業外収益		
受取配当金	389	421
為替差益	166	—
持分法による投資利益	—	883
その他	427	527
営業外収益合計	983	1,833
営業外費用		
支払利息	263	212
固定資産除却損	300	294
為替差損	—	193
その他	367	285
営業外費用合計	931	986
経常利益	4,312	7,169
特別損失		
投資有価証券評価損	—	515
特別損失合計	—	515
税金等調整前四半期純利益	4,312	6,654
法人税、住民税及び事業税	982	2,784
法人税等調整額	459	△984
法人税等合計	1,442	1,800
少数株主損益調整前四半期純利益	—	4,853
少数株主利益	217	271
四半期純利益	2,652	4,581

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	4,312	6,654
減価償却費	6,273	6,315
退職給付引当金の増減額（△は減少）	549	△526
貸倒引当金の増減額（△は減少）	8	△194
受取利息及び受取配当金	△437	△446
支払利息	263	212
持分法による投資損益（△は益）	13	△883
固定資産処分損益（△は益）	401	211
投資有価証券評価損益（△は益）	—	515
売上債権の増減額（△は増加）	1,202	△982
たな卸資産の増減額（△は増加）	1,111	1,606
仕入債務の増減額（△は減少）	1,929	△552
その他	3,977	3,851
小計	19,607	15,779
利息及び配当金の受取額	465	472
利息の支払額	△193	△118
法人税等の支払額	△1,470	△3,181
営業活動によるキャッシュ・フロー	18,409	12,952
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△5,248	△5,558
無形固定資産の取得による支出	△67	△133
投資有価証券の取得による支出	△12	△855
投資有価証券の売却による収入	154	—
関係会社株式の取得による支出	△161	△457
貸付けによる支出	△145	△112
貸付金の回収による収入	107	28
その他	△2	△46
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,375	△7,134
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△11,951	△248
長期借入れによる収入	2,920	—
長期借入金の返済による支出	△214	△189
リース債務の返済による支出	△117	△111
配当金の支払額	△2,714	△2,714
少数株主への配当金の支払額	△84	△27
自己株式の取得による支出	△8	△10
自己株式の売却による収入	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△12,168	△3,300
現金及び現金同等物に係る換算差額	290	△474
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	1,155	2,042
現金及び現金同等物の期首残高	24,240	40,513
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	1,085	—
現金及び現金同等物の四半期末残高	26,481	42,555

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>持分法適用関連会社</p> <p>①持分法適用関連会社の変更</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、新たに株式を取得したため、新化食品(株)を持分法適用の範囲に含めております。</p> <p>②変更後の持分法適用関連会社の数</p> <p>4社</p> <p>(1)「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号 平成20年3月10日）を適用しております。</p> <p>これによる損益への影響はありません。</p> <p>(2)資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。</p> <p>これによる損益への影響は軽微であります。</p> <p>(3)企業結合に関する会計基準等の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令（平成21年3月24日 内閣府令第5号）の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められる場合に、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2. 棚卸資産の評価方法	四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を一部省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。 また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
3. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。 なお、一部の連結子会社では、固定資産の年度中の取得、売却又は除却等の見積りを考慮した予算に基づく年間償却予定額を期間按分する方法によっております。
4. 経過勘定項目の算定方法	合理的な算定方法による概算額で計上する方法によっております。
5. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付税額の算定に関しては、加減算項目や税額控除項目のうち、僅少なものを省略する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合に、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 463,460百万円</p> <p>2 偶発債務 保証債務 連結会社以外の会社の銀行よりの借入に対する保証 KSSベトナムCo.,Ltd. 104百万円 カネカファーマベトナムCo.,Ltd. 84百万円</p> <p>連結会社以外の会社の銀行よりの借入に対する経営指導念書等 TGA ペーストリーカンパニー Pty. Ltd. 169百万円 カネカファーマベトナム Co.,Ltd. 121百万円</p> <p>受取手形裏書譲渡高 49百万円 受取手形割引高 721百万円</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 463,059百万円</p> <p>2 偶発債務 保証債務 連結会社以外の会社の銀行等よりの借入に対する保証 KSSベトナムCo.,Ltd. 109百万円 カネカファーマベトナムCo.,Ltd. 118百万円</p> <p>連結会社以外の会社の銀行よりの借入に対する経営指導念書等 TGA ペーストリーカンパニー Pty. Ltd. 192百万円 カネカファーマベトナム Co.,Ltd. 225百万円</p> <p>受取手形裏書譲渡高 34百万円 受取手形割引高 521百万円</p>

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
<p>※1 主要な費目及びその金額</p> <p>荷造運搬費 5,079百万円 給料及び賃金 3,832百万円 退職給付引当金繰入額 496百万円 研究開発費 3,751百万円</p>	<p>※1 主要な費目及びその金額</p> <p>荷造運搬費 5,639百万円 給料及び賃金 3,898百万円 退職給付引当金繰入額 606百万円 研究開発費 4,113百万円</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 (平成21年6月30日現在)</p> <p>現金及び預金 26,431百万円 有価証券 422 " " " 預入期間が3か月を超える定期預金 △371 " " 現金及び現金同等物 26,481百万円</p>	<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 (平成22年6月30日現在)</p> <p>現金及び預金 43,391百万円 有価証券 422 " " " 預入期間が3か月を超える定期預金 △1,258 " " 現金及び現金同等物 42,555百万円</p>

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 350,000 千株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

普通株式 10,778 千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 109百万円 (提出会社 109百万円)

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年5月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,714	8	平成22年3月31日	平成22年6月7日

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	化成品 (百万円)	機能性 樹脂 (百万円)	発泡樹脂 製品 (百万円)	食品 (百万円)	ライフ サイエンス (百万円)	エレクトロ ニクス (百万円)	合成繊維、 その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高										
(1) 外部顧客に 対する売上高	19,284	14,739	12,655	29,957	8,920	8,602	5,078	99,240	—	99,240
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	621	60	0	2	—	111	750	1,547	(1,547)	—
計	19,906	14,800	12,656	29,960	8,920	8,713	5,829	100,787	(1,547)	99,240
営業利益又は 営業損失(△)	510	1,627	846	2,158	1,045	△950	454	5,693	(1,431)	4,261

(注) 1. 事業区分は製品の種類、用途、製造方法、市場の類似性並びに製造過程における相互関連性、開発の基盤共通性等を総合的に判断し、取り決めております。

2. 各事業の主な製品

- (1) 化成品事業・・・塩化ビニール樹脂、塩ビコンパウンド、か性ソーダ、塩化物、塩ビ系特殊樹脂
- (2) 機能性樹脂事業・・・モディファイナー、変成シリコーンポリマー、耐候性MMA系フィルム
- (3) 発泡樹脂製品事業・・・発泡スチレン樹脂・成型品、押出発泡ポリスチレンボード、ビーズ法発泡ポリオレフィン
- (4) 食品事業・・・マーガリン、ショートニング、高級製菓用油脂、パン酵母、香辛料
- (5) ライフサイエンス事業・・・医薬品(バルク・中間体)、機能性食品素材、医療機器
- (6) エレクトロニクス事業・・・超耐熱性ポリイミドフィルム、液晶関連製品、複合磁性材料、太陽電池
- (7) 合成繊維、その他事業・・・アクリル系合成繊維(カネカロン)、エンジニアリング業務

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	83,736	15,503	99,240	—	99,240
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	4,011	1,130	5,142	(5,142)	—
計	87,748	16,634	104,382	(5,142)	99,240
営業利益	4,671	904	5,575	(1,314)	4,261

(注) 本邦以外の区分に属する主な国又は地域について「北米」「欧州」「アジア」に区分しておりますが、全セグメントの売上高の合計に占めるそれぞれの地域の割合が10%未満であるため「その他の地域」として一括して記載しております。

(1)国又は地域の区分の方法……地理的近接度によります。

(2)各区分に属する主な国又は地域

その他の地域 北米……米国
欧州……ベルギー
アジア……マレーシア、シンガポール

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	アジア	北米	欧州	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	15,199	5,764	8,374	3,267	32,605
II 連結売上高(百万円)					99,240
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	15.3	5.8	8.5	3.3	32.9

(注) 1. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

2. 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域

(1) 国又は地域の区分の方法……地理的近接度によっております。

(2) 各区分に属する主な国又は地域

アジア……中国、韓国、台湾
北米……米国、メキシコ
欧州……ベルギー、英国
その他の地域……アフリカ、オセアニア

【セグメント情報】

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、「技術」の共通性を基盤として、製品・サービスの種類、用途及び市場の類似性等の別に、事業部を設置しております。各事業部は、取り扱う製品・サービスについて、国内及び海外の子会社と一体となったグローバル・グループ戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、事業部を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「化成品事業」「機能性樹脂事業」「発泡樹脂製品事業」「食品事業」「ライフサイエンス事業」「エレクトロニクス事業」及び「合成繊維、その他事業」の7つを報告セグメントとしております。なお、当社では、事業環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するために、適宜、事業部の新設、統廃合を実施いたします。そのため、報告セグメントの決定に当たっては、相当期間にわたりその継続性が維持できるように配慮しております。

「化成品事業」は、日用品から産業資材まで幅広い用途に使用される塩化ビニール樹脂等をはじめ付加価値の高い塩ビ系特殊樹脂等を生産販売しております。「機能性樹脂事業」は、優れた耐熱性や耐候性、難燃性、弹性など、新しい付加機能をもった樹脂を生産し、建築分野や自動車産業、家電、情報機器分野に販売しております。「発泡樹脂製品事業」は、電気製品の緩衝包装材、自動車用衝撃吸収材料や魚函、住宅の断熱材等に使用される発泡樹脂製品を生産販売しております。「食品事業」は、パン酵母やマーガリン等を生産し、業務用製菓・製パン・食材分野に販売しております。「ライフサイエンス事業」は、発酵と高分子の技術から生み出される医薬中間体や機能性食品素材、カテーテル等の医療機器を生産し、医薬品メーカーや医療機関に販売しております。「エレクトロニクス事業」は、電子機器メーカーに販売する高機能性フィルムや太陽電池を生産販売しております。「合成繊維、その他事業」は、主として、ウィッグや衣類等に使用する合成繊維を生産販売しております。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント								調整額	合計
	化成品	機能性樹脂	発泡樹脂製品	食品	ライフサイエンス	エレクトロニクス	合成繊維、その他	計		
売上高										
外部顧客への売上高	21,792	17,524	13,885	30,578	11,996	9,908	7,147	112,832	—	112,832
セグメント間の内部売上高又は振替高	726	112	33	0	88	141	350	1,453	△1,453	—
計	22,519	17,636	13,919	30,578	12,084	10,049	7,497	114,285	△1,453	112,832
セグメント利益又は損失(△)	530	2,048	1,169	2,289	2,635	△861	339	8,150	△1,828	6,322

3 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	8,150
セグメント間取引消去	△17
全社費用(注)	△1,756
その他の調整額	△53
四半期連結損益計算書の営業利益	6,322

(注) 全社費用は主に特定の報告セグメントに帰属しない基礎的研究開発費であります。

4 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1. 1 株当たり純資産額

当第 1 四半期連結会計期間末 (平成22年 6月 30日)	前連結会計年度末 (平成22年 3月 31日)
1 株当たり純資産額	726円35銭

2 1 株当たり四半期純利益金額等

前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 6月 30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 6月 30日)
1 株当たり四半期純利益金額	7 円82銭
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期純利益金額	7 円82銭

(注) 1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 6月 30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 6月 30日)
1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益金額(百万円)	2,652	4,581
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	2,652	4,581
普通株式の期中平均株式数(千株)	339,260	339,225
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額		
普通株式増加数(千株)	109	166
(うち新株予約権(千株))	(109)	(166)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成22年 5月 13日の取締役会において、配当につき次のとおり決議しました。

(イ) 剰余金の配当による配当金の総額 2,714百万円

(ロ) 1 株当たりの金額 8円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成22年 6月 7日

(注) 平成22年 3月 31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行っております。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月7日

株式会社カネカ
取締役会 御中

あづさ監査法人

指定社員 公認会計士 井 上 浩 一 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 渡 沼 照 夫 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 山 口 義 敬 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社カネカの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社カネカ及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月10日

株式会社カネカ
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井 上 浩 一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡 沼 照 夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 口 義 敬 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社カネカの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社カネカ及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月11日

【会社名】 株式会社カネカ

【英訳名】 KANEKA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 菅原公一

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役常務執行役員 岸根正実

【本店の所在の場所】 大阪市北区中之島三丁目2番4号

【縦覧に供する場所】 株式会社カネカ東京本社
(東京都港区赤坂一丁目12番32号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長菅原公一及び当社取締役常務執行役員岸根正実は、当社の第87期第1四半期(自平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。